

事業者の見積参加に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会経理規程第67条から69条までの規程に基づく契約行為を行おうとする際、契約の公正・公平を期することを目的に、取引候補者の事前登録を行うことについて定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 事業者登録を希望する者は、下記の書類を本会まで提出しなければならない。原則、受注前に登録を完了しておくものとする。

(1) 事業者登録申請書(様式第1号)

(2) 下記のいずれかの書類

①直近の決算書

②確定申告書(写)

③納税証明書(写)

④会社または法人の概況が明記されているもの(冊子、パンフレット等)

(登録に関する通知)

第3条 本会は、登録完了の結果を、事業者登録完了通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録が完了した日の年度末までとする。ただし、相互に何らの申し出のない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(登録の変更申請)

第5条 事業者登録完了通知を受けた者は、下記の事項について変更があった場合には、速やかに事業者登録変更等届出書(様式第3号)を本会に提出し、登録内容の変更手続きを行わなければならない。

(1) 商号または名称

(2) 主たる事務所または事業所の所在地または電話番号

(3) 法人にあつては、代表者の氏名

(4) 個人にあつては、その者の氏名

(5) 登録が完了している営業種別

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

事業者登録申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
会長 様

住所 〒

申請者

印

TEL () -

FAX () -

愛媛県社会福祉協議会の契約の受注に関する事業者登録をしたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 登録を希望する営業種別（該当するものを○で囲むこと。）

- | | | |
|-----------|---------------------|---------|
| ①文房具・事務用品 | ②電気・通信機器類(OA 機器類含む) | ③印刷・製本類 |
| ④看板類 | ⑤図書類 | ⑥石油・燃料類 |
| ⑦日用品類 | ⑧介護用品・福祉機器類 | ⑨食糧品類 |
| ⑩その他 () | | |

2 会社創業 元号 年 月 日

3 資本金 円

4 従業員数 名

5 取扱品目

6 主な業務

事業者（登録・変更）完了通知書

媛社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
会 長 ⑩

平成 年 月 日付けで申請のあった事業者登録の申請について、下記のとおり（登録・変更）が完了いたしましたので、ご連絡申し上げます。

記

1 営業種別

2 登録番号

3 有効期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 3月 31日まで
※ 第4条に基づき、相互に何らの申し出のない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

様式第3号

事業者登録変更等届出書

平成 年 月 日

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
会 長 様

住所 〒

届出者

印

TEL () -

FAX () -

愛媛県社会福祉協議会事業者登録申請について、次のとおり変更（事業の休止または廃止）を
しましたので、関係書類を添えて提出します。

なお、この変更等届出書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを
誓約します。

登録番号		
変更 内容	変更前	
	変更後	
休止する営業種別		
廃止する営業種別		
変更(休止または廃止) 年月日		年 月 日
理 由		